

○立命館アジア太平洋大学国内学生授業料減免規程

2020年5月27日

規程第1185号

(目的)

第1条 立命館アジア太平洋大学国内学生授業料減免制度（以下「本制度」という。）は、経済上の理由により修学が極めて困難な国内学生に対し、授業料の一部を減免することにより、経済的負担を軽減し、学業を継続させることを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

(適用人数)

第2条 毎年度の採用人数は、本制度の予算の範囲で学生部長が定める。

(減免額)

第3条 減免額は、授業料の半額から、文部科学省による高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）による支給額を差し引いた額を上限とする。

(減免期間)

第4条 本制度は、適用の決定があった年度から開始し、第8 Semesterで終了する。

(募集)

第5条 募集は、学部 に在籍する学生を対象に行う。

2 学生部長は、毎年度3月までに募集要項および申請書式を定め募集する。

(申請資格)

第6条 本制度に申請できる者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 本大学の国内学生を対象とした入学試験を受験し入学した者
- (2) 本大学が定める成績基準を満たす者
- (3) 当該学生と生計維持者の年間収入額の合計が、給与所得者世帯で400万円以下または給与所得者世帯以外で年間所得金額の合計が57万円以下である者

(申請)

第7条 本制度の適用を希望する者は、募集要項に定める期間中に所定の申請書類を学生部長に提出しなければならない。

(適用者の決定)

第8条 本制度の適用者は、学生委員会において選考し、学生部長が決定する。

(選考基準)

第9条 本制度の選考は、第6条第3号に規定する経済的困窮の基準に適合する者から、前

セメスター末の学業成績基準にもとづき行う。

- 2 成績基準は、文部科学省による高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）と同一とする。

（通知）

第10条 学生部長は、第9条の選考による決定を適用者に通知する。

（適用の停止）

第11条 本制度の適用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、学生部長は、学生委員会の議を経て、本制度の適用を停止する。

(1) 休学となったとき

(2) その他学生部長が本制度の適用を停止することが相当であると認めたとき

- 2 前項の事由がなくなったときは、本制度の適用を再開する。

- 3 再開後の授業減免期間は、減免期間として決定された期間から、既に減免を受けた期間を差し引いたものとする。

（学業成績不良者に対する警告）

第11条の2 学生部長は、各回生終了時に、学業成績が不良である者に対して、警告を行う。

- 2 前項の警告は、本制度の適用者が次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 各回生終了時の修得単位数が別表に定める単位数の6割以下のとき

(2) 各回生終了時のGPAが所属学部および各回生における下位4分の1のとき

(3) その他学生部長が警告に該当すると判断したとき

（適格認定（家計））

第11条の3 学生部長は、受給者を対象として、本制度の適用の継続の可否について、毎年春セメスター期間中に適格認定（家計）を行う。

- 2 前項の適格認定（家計）において、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、学生部長は当該受給生に対する本制度の適用を停止する。

(1) 文部科学省による高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）の適用を受ける者で、同制度の適格認定において家計基準非該当となったとき

(2) 文部科学省による高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）の適用を受けない者で、年間世帯収入額の合計が、給与所得者で400万円（収入額）を超えたとき、または給与所得者世帯以外で年間所得金額の合計が57万円（所得額）を超えたとき

（適用の中止）

第12条 本制度の適用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、学生部長は、学生委員会の議を経て、本制度の適用を中止する。

- (1) 退学または除籍となったとき
- (2) 立命館アジア太平洋大学学生懲戒規程による停学処分を受けたとき
- (3) 標準修業年限で卒業できないことが確定したとき
- (4) 各回生終了時の修得単位数が別表に定める単位数の5割以下のとき
- (5) 第11条の2の警告に連続して該当したとき
- (6) その他学生部長が授業料減免の適用者としてふさわしくないと判断したとき

2 災害、傷病、その他やむを得ない事由によって成績不振に陥った場合は、学生部長は、学生委員会の議を経て、当該学生に対する本制度の適用を中止しない決定を行う。

(適用の取消し)

第13条 申請書類への虚偽記載等の不正の事実が判明した場合は、学生部長は、学生委員会の議を経て、当該学生に対する本制度の適用を取り消す。

(納入)

第14条 学生部長は、前3条により本制度の適用が停止、中止または取消しとなった者に対し、既に本制度により減免した全部または一部に相当する額の納入を求めることがある。

2 前項により納入を求められた者は、納入を求められた日から起算して1か月以内または授業料納付期限までに請求額を一括して納入しなければならない。

(併用)

第15条 本制度の適用者は、次の各号の奨学金を受給することはできない。

- (1) 立命館アジア太平洋大学国内学生修学奨励奨学金
- (2) 立命館アジア太平洋大学学内推薦入学者奨学金

(異動)

第16条 本制度の適用者は、本人の住所その他、重要事項の変更があったときには、速やかに学生部長に届けなければならない。

(実施細目)

第17条 本制度に関するその他の実施細目は、学生委員会の議を経て、学生部長が定める。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、学生委員会および大学評議会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2020年5月27日から施行し、2020年度入学者から適用する。

附 則（2021年3月31日 学業成績不良者に対する警告の追加ならびに適用の中止に関する事項の追加および変更に伴う一部改正）

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則（2022年10月5日 適格認定（家計）規定の追加に伴う一部改正）

この規程は、2022年10月5日から施行し、2022年4月1日から適用する。

別表（第11条の2および第12条関係）

（各回生終了時の修得単位数）

1回生終了時	31単位
2回生終了時	62単位
3回生終了時	93単位